

(世界史プリント7-8)

第16章第一次大戦と大戦後のヨーロッパ 2. ロシア革命とソ連邦

b, ソヴィエト政権の成立と新経済政策

①[1] 会議(=内閣)を結成(外務人民委員[2] 民族問題人民委員スターリン)

[3] =地主所有地の無償没収、土地の私有廃止農民への分配
(社会革命党の政策を受け入れる)
平和に関する布告=[4] [5] [6] の原則を各国に提示→無視される

③1918 [7] 議会開催
11月革命を否定する[8] 党が多数派を占める→左派社会革命党と連合し議会を解散
↓
ソヴィエトへ権力を集中([9] 実施)

④農民からの穀物の接収に反対する[10] と対立
→[11] (ポリシェヴィキが改称) の一党独裁に
⑤ドイツと[12] 条約で単独講和に踏み切る→国内の反発の拡大

⑥1) 1918~20[13] [14] [15] [16] の4ヶ国がソ連侵入(革命干渉戦争)
シベリア出兵 →国内の反革命派と結ぶ
背景 17

⑦政府側の対応
1) [18] を組織(指導者トロツキー)
2) [19] (非常委員会) による反革命派摘発
3) [20] の実施=全工業の国有化、農民からの食糧供出強化、労働義務制
4) 共産主義インターナショナル[21] 結成
=世界革命の推進、ソヴィエト=ロシア防衛を指導
→各国で指導下に共産党結成、ドイツ・ハンガリーなどでの革命の進展→挫折

⑧1920~22 干渉軍の撤退=ソヴィエト政権の勝利
→革命、内戦・干渉戦争、戦時共産主義による経済破壊の進行(革命前の農業1/2, 工業1/7に)

⑨[22] (NEP) の実施(1921~)
食料の強制徴発の中止→余剰農産物の自由販売許可、[23] 個人経営許可
=部分的な[24] の復活
結果
・戦前の経済水準への復帰
・[25], [26] (富農) の発生=[27] の差の発生

⑩1922 [28] の成立→1924 新憲法制定

=ロシア・[29] ・白ロシア(ベラルーシ)・[30] (グルジア)

d. スターリン体制の成立

①世界革命の不発(ポーランド進出失敗、ドイツ革命・ハンガリー革命挫折)
→[31] の方向を取らざるを得なくなる。

帝国主義国との関係改善
ア) 1921 イギリスと通商条約締結

イ) 1922 ドイツと[32] 条約締結, 国交を回復
→1924英・伊・仏、1925日、1932米と
ウ) 1934 [33] 加盟=常任理事国となる

②1924 レーニンの死→後継者を巡る対立激化
書記長[34] =一國社会主義を主張
[35] =世界革命の必要性を重視
↓
スターリンの勝利, トロツキーらを追放・粛清, 独裁者へ

③1928 第一次[36] 計画=ネップの中止
集団農場([37]) 国営農場([38]) を組織
↓
強引な農業の集団化=反対する農民を投獄・追放→数百万人の餓死者発生

④1933 第2次5カ年計画=39
→1937年 世界第2位の工業国に、世界恐慌の影響小さい→資本主義国も一部、計画経済導入へ

⑤1936 [40] 憲法制定→社会主義の確立を自賛。民主主義的内容は守られない

⑥スターリン体制の成立
反対派を粛清→共産党以外の政党や、共産党内の反対派の存在を許さない
=市民的な自由や民主主義を否定する傾向が進む
共産党による国家機関・経済・大衆運動・文化などあらゆる分野の支配([41])
→共産党こそが労働者の考え方を代表し、反対する者は階級敵と見なされる弾圧される

共産党=[42] の強大な権力掌握、行政の肥大化
→上意下達体制の成立、個人の主体的な行動を制限
→経済などでは[43] 達成が求められる

スターリンの独裁化=[44] の傾向すすめる
↓
⑦こうしたスターリン的な社会主義こそが本来の「共産主義」とし、スターリンの個人崇拜、ソ連防

衛などを、[45

]を通して世界の共産党などに強制する。